

餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事鄭士綸・使者毛文傑等を遣わして、水梢を帶領し、海船一隻に坐駕して前來し、皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛龍図等と共に一齊に国に回らしむ。誠に海外の末員、事に任ずるに堪えざるを恐る。統て貴司の始終照私するを祈る。所有の応に行うべき事宜は、仍お旧例に照らして具題し、来夏の蚤汛に帰るを賜わらんことを乞う。則ち特だに航海の蟻員風濤の虞を免るるを得るのみならずして、将来の貢典も亦た期を愈うること無からん。此の為に理として合に貴司に移咨すべし。請煩わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

康熙三十八年（一六九九）十月初九日

注（1）天眷の隆に沐し 天子の大きな御恩をうけて。

（2）鄭士綸 一六六一—一七〇二年。久米村鄭氏（与座家）五世。

宮城通事親雲上。康熙四十年四月、琉球に漂着した商人を福建に護送し、翌年六月初一日、帰国のため福州を出航後、風のため蘇州府崇明県の外洋に漂着して破船したところを救助され、蘇州府より送られて八月十五日福州に到った。四十一年壬午夏、接貢船に搭乘し鄭職良らと共に六月十二日に出航したが、又風に遇い十五日に破船して海に没した、とある（家譜（一）『六七〇頁』。最初に帰国しようとした「翌年六月初一日」は「本年六月初一日」の誤りか。

（3）仍お旧例に照らして 旧例通りに。

（4）則ち この箇所底本では字不明。校訂本の頭注では「国」とするも「則」か。「則」とみなして読み下す。

（5）蟻員 琉球の役人を謙遜したたとえ。

2-01-14

国王尚貞の、赴京の使臣の接回のため都通事鄭士綸等を遣わすむねの執照（一六九九、一〇、九）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の官員を接回する事の為にす。

切照するに、康熙三十七年の冬は応当に貢すべき期なり。特に耳目官毛龍図・正議大夫梁邦基等を遣わし、梢役を率領し船二隻に駕して表章・方物を齎捧せしむ。已経に闕に赴き、恭しく三十七年の貢典を進むる外、都通事林正茂・使者向保嗣等を摘回するに至りては、仍お原船二隻に坐し、本年七月内に于て国に還るを見るを得たり。但だ入覲の官伴及び存留の官伴は、例として該に船を發して接回すべし。久しく閩の地に淹りて以て天朝の糜餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事鄭士綸・使者毛文傑等を遣わして、水梢・人伴共に八十四員名を帶領し、海船一隻に坐駕して前來し、皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛龍図等と共に一齊に国に回らしめんとす。

茲に所擬の差去する員役は別に文憑無ければ、所在の官軍の阻

留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第六十七号半印勅合の執照を給して存留通事蔡文溥等^①に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^①に遇わば即便^{ただち}に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭士綸 人伴六名

使者二員 毛文傑・劉□瑚 人伴八名

存留通事一員 蔡文溥 人伴六名

管船火長・直庫 二名 毛維新・丙起才

水梢共に五十八名

右の執照は存留通事蔡文溥等に付す。此れを准ず

康熙三十八年（一六九九）十月初九日給す

注（一）蔡文溥 一六七一一一七四五年。久米村蔡氏（具志家）十一世。祝嶺親方。康熙二十六年、清代最初の官生として中国に渡り、翌年国子監に入学。三十一年に帰国して教師を勤め、国王や世子、世孫にも四書や詩経を進講したが、四十一年には病氣のため職を辞す。進貢役はこの三十八年の存留通事がただ一回であるが、のち紫金大夫となった。文人としても名高く、詩文集『四本堂集』、周煌『琉球国志略』所収の「中山学校序」その他がある（『家譜』（一）『三〇三頁』）。

2-01-15

皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目錄

（二六九九、九、一七）

皇帝、琉球国中山王尚貞に勅諭す。

朕惟うに、徳を昭らかにし遠きを懐くるは盛世の良規にして、職を修め琛を献ずるは藩臣の大節なり。輸誠して懈らざれば、寵賚宜しく頒つべし。爾、琉球国中山王尚貞、属して遐方に在るも、克く丹悃を抒べ、使を遣わして表を齎し貢を納む。忠藎の忱、良に嘉尚す可し。是を用て勅を降して褒諭し、併びに王に文綺等の物を賜う。王、其れ祇んで承け、益々忠貞に励みて以て朕の眷に副え。欽めや。故に勅す。

計開

蟒緞四疋 青藍綵緞六疋

藍素緞六疋 衣素六疋

閃緞六疋 錦四疋

紬六疋 羅六疋

紗六疋

康熙三十八年（一六九九）九月十七日

注（一）表（一〇一〇六）。